

吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会
手話言語等促進条例作業部会の会議の傍聴に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会手話言語等促進条例作業部会（以下「部会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴)

第2条 会議の傍聴は、原則としてこれを認めるものとする。ただし、吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号）第28条各号に掲げる公開をしないことができる事案を協議するときは、部会の部会長（以下「部会長」という。）は、部会の意見を聴いて、会議の傍聴を認めないことができる。

(傍聴席の区分)

第3条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。

(一般席の傍聴者の定員)

第4条 一般席の傍聴者の定員は、原則として5名とする。

(一般席の傍聴の手続)

第5条 一般の傍聴の手続は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 傍聴の受付は、原則として会議の開催時刻の15分前から開催時刻までの間に行うものとする。
- (2) 会議を傍聴しようとする者は、傍聴希望者受付票に自己の住所、氏名を所定の場所で記入し申請しなければならない。
- (3) 会議を傍聴しようとする者が、会議の開催時刻に定員を超えた場合は、抽選する。

(傍聴することができない者)

第6条 次に該当するものは、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びる等、他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (3) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第7条 傍聴者は、次の各号に掲げる行為を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻をするなどの示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真等の撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴者は、会議の会場において、写真等を撮影し、又は録音してはならない。

(携帯電話の使用の禁止)

第9条 傍聴者は会議の会場において、携帯電話を使用してはならない。

(会議資料の閲覧)

第10条 会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号）第28条各号に定める情報に該当すると認められるものについては、この限りではない。

(係員の指示)

第11条 傍聴者は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する処置)

第12条 傍聴者がこの要領の規定に違反するときは、部会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他の措置)

第13条 部会長は、傍聴者について臨機の措置をとることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年7月1日から施行する。